

第 5 回定例会議

「成年後見制度をもっと身近に」

昼間社会福祉士

「すだち」高次脳機能障がい徳島家族会は、4月27日第5回目の定例会議が徳島県立障がい者プラザに看護学生も含めて60名の参加で開かれました。今回の定例会議の中心は「成年後見制度」について、ひるま社会福祉事務所の昼間厚子氏から「成年後見制度をもっと身近に」としてお話をいただきました。

昼間氏から後見制度は、「認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など自分で十分な判断をすることが出来ない人が、財産の取引などの契約や各種手続きをおこなう時に、一方的に不利な契約を結ばないように法律面で支援するとともに、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し本人の権利や財産を守ることを目的とした制度であり、制度には二つあり一つは法定後見人制度、もう一つが任意後見制度があるということが詳しく話されました。

また、北條誠一氏(阿南共栄病院ソーシャルワーカー)からは、ソーシャルスキル「社会的技能、人とつきあうためのコツ」とは、として話があり、ソーシャルスキルは、やり方を学び、トレーニングを積むことで、誰もが習得し、磨くことができるとして、参加者で実践をしながら学びました。

なお定例会議には、徳島大学の看護学生20名ほどが参加し、北條氏のリハビリ集団指導では学生の皆さんも参加しておこないました。

成人後見制度とは、

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分ではこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護するため一定の場合に本人の行為能力を制限すると共に本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。

==成年後見制度の内容は==、

成年後見制度は、大きく分けると、法廷後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法廷後見制度は「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できます。判断能力を欠く状況にある者を対象とする。後見開始の審判の請求権者は本人、配偶者、四親等内の親族、

未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人または検察官である。なお市町村長も 65 歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者につきその福祉を図るため特に必要があると認めるときは後見開始の審判を請求することが出来る。家庭裁判所の後見開始の審判により後見人を付すとの審判を受けた者を成年後見人、本人に代わって法律行為を行う者として選任された者を成年後見人とよぶ。家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは職権で成年後見人を選任する。未成年後見人は一人でなければならないのに対し、成年後見人は複数の者が選任されることがある。任意後見制度は、判断能力が十分なうちに候補者と契約する。制度は民法に基づき家庭裁判所が行います。

お知らせ

日本脳外傷友の会の活動

「いっしょにがんばりましょう」

東川悦子氏を招いて

来る 7 月 25 日に開催する第 6 回家族会定例会議は、脳外傷友の会全国会議の理事長、東川悦子氏を招いて「日本脳外傷友の会の活動」の講演を依頼しています。講演副題として「一緒にがんばりましょう」とし話をさせていただき予定になっています。障がいを持つ当事者、障がい者を抱える家族が、また社会が一緒になって障がいにつぶされることなく生きていくことがどんなに困難なのか、どんなに楽しいものなのかを聞きともに手を取り合っていくことがどんなにすばらしいものであるかを見つけ出す機会にさせていただければと考えて企画しました。この企画は労働金庫助成事業から助成を受けて実施するものです。

会場は、徳島大学医学部青藍講堂で午後一時から開催することになっています。徳島での高次脳機能障がいの取り組みがより前進することを願っています。会員のみならず多くの方々に呼びかけたいと思います。

F さんの作品紹介

訓練の成果と作品の出来上がり楽しみ

交通事故で、「高次脳機能障がい」という高度な障がいが残ったにもかかわらず、訓練を重ね細かな作業を丁寧にこなし、その作品を仲間に配布し、喜ばれるのと同時に、「がんばればできる」ことを、身をもって訴えています。F さんの作品は、昨年の高次脳機能障がい医療講演会で参加者全員に配りました。また今年になってからも他の健常者との共催で、ギャラリー喫茶で作品展を開催するなど、その細かな作業は目を見張るものがあります。すでに F さんの手がけた物は訓練の域を脱し、ひとつの芸術作品として評価できる立派なものです。F さんが手がける作

品は、切り絵・七宝焼き・グラスデコ・竹細工、小物編み・ロールピクチャー等多様な訓練に励みどれもすばらしい作品に仕上げられています。Fさん本人の努力と頑張り、それと訓練施設の支援、それに何よりも家族の支えが大きかったと思います。

脳障がい者の就労支援等について

===労働局・ハローワークと懇談===

7月1日、高次脳機能障害徳島家族会（すだち）は、徳島労働局と高次脳機能障がい者の就労支援制度等について懇談を行いました。家族会からは岩垣会長ら役員が出席し、労働局側からは職業安定部職業対策課とハローワークから4氏が応対しました。

対策課からの説明では、徳島労働局職業対策課作成の「高次脳機能障がい者の情報交換会資料」に基づき説明があり①障がい者全体の職業紹介状況、②就労登録状況と産業別・職業別・規模別の就労状況、③ハローワークにおける障がい者の就労支援の内容、④「ふれあい就職面接会」として障がい者の就職面接会を行い成果が上がっていることなどでした。

家族会からは、一作年に家族会を結成し、医療学習会の開催、患者と家族の交流会、啓蒙パンフや季刊誌を発行しているなどの活動状況と、今期では、民間支援団体からの助成を受けて学習会が予定されていることを報告しました。

懇談では、①障がい者全体の職業紹介状況は理解できる、高次脳機能障がい者の就労実態はどうなのか。②職業紹介状況と合わせて定着状況数はどのようになっていますか。③就労登録状況と合わせて、障がい者全体数を対象に支援体制をはかるべきでないか。④在宅就労支援の実態はどのようになっているか。⑤職場適用援助者(ジョブコーチ)等について会から発言しました。

行政側からは、①高次脳機能障がいと言う病名を知ったのはこの4月に今の職場になってはじめて知った。県当局が出している啓蒙パンフは承知していませんし県と国の行政は違います。②ハローワークは職業紹介の場であり定着状況は調査していません。賃金については、最賃について介時に説明するが後は当事者間の契約ですから承知していません。③ハローワークは就労の紹介であり登録した者のみの把握です。④在宅支援は現在行っていない等とした発言ありました。一時間半の予定を少しオーバーしての懇談で、今後もこうした懇談を持つことで終了しました。

資料

障がい者自立支援法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障がい者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律、児童福祉法、その他障がい者及び障がい児福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活が営むことができるよう、必要な

障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市長村当の責務)

第二条 市長村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一、 障がい者が自ら選択した場所に居住し、又は障がい者若しくは障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該所在地の区域における障がい者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二、 障がい者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、ならびに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 三、 意思疎通について支援が必要な障がい者等が障がい福祉サービスを円滑に利用することができるような必要な便宜を供与すること、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一、 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二、 市町村と連係を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 三、 障がい者等に関する相談及び権利の擁護のために必要な援助を行うと共に、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

第三条 すべての国民は、その障がいの有無にかかわらず、障がい者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障がい者」とは、身体障がい者福祉法第四条に規定する身体障がい者、知的障がい者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者のうち十八歳以上で有る者をいう。

2、この法律において「障がい児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び精神障がい者のうち十八歳未満である者をいう。

3、この法律において「保護者」とは児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4、この法律において「障がい程度区分」とは、障がい者等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障がい者等の心身の状態を総合的に示すものとして

厚生労働省令で定める区分をいう。(以下次号掲載)